

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、  
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和9年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和9年3月までに、「男性育児休暇取得率」を100%にできるよう取り組む

＜対策＞

- 毎年9月に男性育休の周知強化
- 人事面談を通じた取得意向の確認
- 取得後の復職支援（面談・業務調整等）

目標2：令和9年3月までに、「事業所でのフルタイム職員の月間平均時間外・休日労働」  
を30分以内に抑制する

＜対策＞

- 毎月、部門別の集計、分析
- 労務管理強化：業務量の見直し、代替要員配置
- 残業抑制施策実施